

公文書館だより



図① 明治二巳歳十一月迄札幌之圖

特定重要公文書紹介 高見沢権之丞 札幌之図

今年4月、市民の方から当館に電話があり、東本願寺札幌別院の境内に、明治13年(1880年)に建立された墓が現存していることが分かりました。墓の主は高見沢権之丞。幕末の箱館で事業を営んでいましたが、明治2年(1869年)11月、開拓判官・島義勇の指揮により本府建設が始まる札幌に移り、開拓使営繕掛手代となりました。木材の切出しや土木・建築工事を指図し、移住地の選定等にも関わり、記録や絵図を残しました。当館でも「札幌御開拓記」や関連の絵図を収蔵しています。

上の図①はその絵図の1枚で、「明治二巳歳十一月迄札幌之圖」という標題があり、左下に「高見沢権之丞 明治八歳亥ノ六月 六十一才之筆」と書かれています。市民の方から寄贈していただいた絵図で、権之丞の直筆か、写本か、その他制作の詳細は伝えられていませんが、図上の記述に依ると、札幌で明治2年11月に街づくりが始まる直前の様子を、明治8年(1875年)になってから描いた図ということ

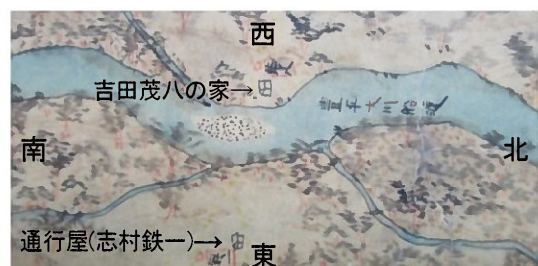


高見沢権之丞の墓

になります。

図①には、西を上として、おおよそ現在の札幌市の中心部に当たる地域と豊平川の対岸が描かれています。林の間に茅野が広がり、中央左下に「豊平大川船渡」が見えます。川を挟んで「鉄一」と「茂八」の家があり、そこから上(西)へ行く道の先には「銭箱道」、下(東)へ行く道には「千歳道」と書かれています。

銭箱道と千歳道は、箱館奉行の命により安政4年(1857年)から開削された新道で、日本海側の銭箱から札幌、千歳に至り、太平洋側の勇払へ行く道につながっていました。通行屋(宿泊・休憩施設)の番人と渡し守をしていた志村鉄一と吉田茂八が「鉄一」と「茂八」であり、和人としては、札幌中心部付近で最初の定住者と言われています。渡船場は現在の豊平橋の辺りと考えられ、千歳道は後に国道36号へと発展し



ました。

図①の中央を左右(南北)に流れる「用水」は大友掘で、現在は創成川の一部となっています。慶応2年(1866年)、箱館奉行所の扶助・保護による開墾農場として、現在の札幌市東区に、御手作場(おてさくば)が置かれました。大友掘は、その農業用水等の目的で、幕吏・大友亀太郎の指図により同年開削されました。図の中央付近で大友掘と縦に交叉しているのは胆振川で、川の近くにはアイヌ民族の住居と思われる家も描かれています。胆振川は、明治時代の埋立て等により現存していません。



ところで、図①と同じ標題で高見沢権之丞筆とされる絵図が、北海道大学附属図書館に所蔵されています。両図は、川や茅野、林、道、人家の位置等が概ね一致しますが、北大所蔵図では退色して見え難い、大友掘付近の池や豊平川の中州が、図①では明確に描かれています。また、北大所蔵図は巻物になっていて、明治2年11月迄の札幌之図の横に、同じ範囲の同年11月以降の図もあり、11月以降の図には、開拓使が築造した建物や道路等が、下の図②と上下(東西)反転で描かれています。

下の図②は、当館が所蔵するもう1枚の絵図で、「大村耕太郎資料」の中にある手書きの図です。標題や作者は書かれていませんが、表面の左端に「所持者 大村耕太郎」と書かれ、上から紙が貼られてお

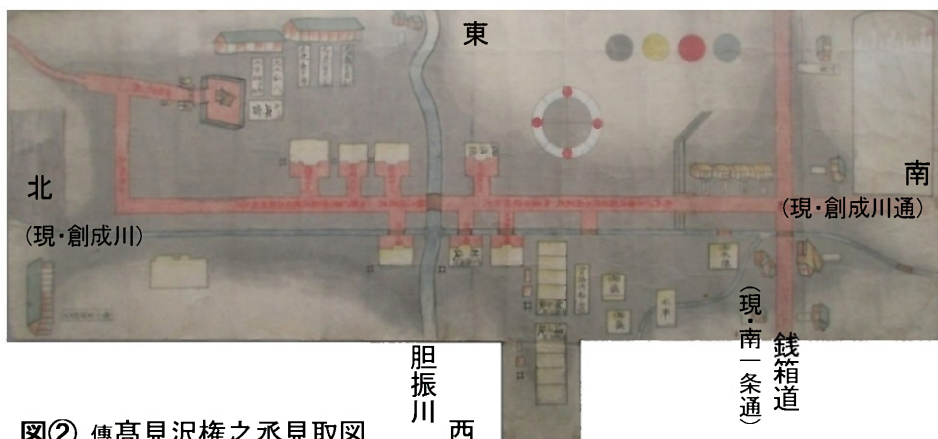
り、裏面にも同じ氏名と住所が記されています。大村耕太郎は、明治5年(1872年)に、岩手県から函館を経て札幌に来ました。札幌市会所(後の札幌区役所・札幌市役所)や開拓使等で勤務した後、事業経営者となって活躍した人物で、図②は、子孫の方から寄贈していただいたものです。

図②は、大友掘と胆振川と思われる水流を中心に描かれ、図①とは逆に、東が上となっています。大友掘の東側に道が並行し(現在の創成川通の一部)、役宅や御病院、一之御宮(円山に移転する前の仮宮、後の札幌神社・北海道神宮)、長屋、御蔵、水車等が描かれています。右(南)の銭箱道の辺りには、柵門や町屋、御本陣(宿泊施設)、御高札(高札場)もあり、江戸時代のような雰囲気ですが、建物や道の配置等から、明治3年(1870年)頃の札幌の中心部を描いていると思われます。銭箱道は直線に整備され、現在の都心部では南一条通となっています。

そして、北大図書館には、図②の写本も所蔵されていて、その余白には「高見沢権之丞見取図云傳大村耕太郎所蔵 大正六年一月十七日借写」と書かれています。話が複雑になりましたが、これらの記述等を総合すると、大村耕太郎が所持していた図②には、「高見沢権之丞の見取図である。」という言い伝えがあった、ということになりそうです。

2枚の絵図に関しては、北大以外の施設にも類似の図が伝来していて、謎も残りますが、開拓使の関係者に由来する資料であり、「札幌御開拓記」と共に、札幌の都市建設開始前後の状況を知る手掛りを提供してくれます。

(前公文書館長 綿貫真人・11月1日転出)



図② 傳高見沢権之丞見取図

島判官はどこから札幌を遠望したか

札幌市役所本庁舎一階ロビーに島義勇開拓判官の銅像があり、手をかざして遠くを見つめている。コタンベツの丘・円山近くの丘などから遠望したといわれることがあるが、一体島判官は、何時、どこから遠望して、札幌本府の建設地を決定したのだろうか。

1. 本府建設地の選定の資料

島義勇の『北海道紀行詩』に札幌での本府建設地を選定したときに詠んだという詩に次のようにある。

河水遠流山峙隅 平原千里地膏腴
四通八達宜開府 他日五洲第一都

(河水遠く流れて山隅に峙つ。平原千里地は膏腴)(四通八達宜しく府を開くべし。他日五洲第一の都)(大河が遠くに流れる平野の隅に山がそびえ。平原が広がり地味は豊か。交通の便が良く首府をおくに最適である。いつかは世界第一の都になるだろう。要約)

この詩からは島判官がどこか小高い丘から石狩平野を遠望している様に推察できる。そのためか、札幌市役所本庁舎の1階ロビーにある島判官の像は、この詩を刻んだ台座に、手をかざして遠望している姿で置かれている。

明治31年(1898年)に新聞に連載された深谷鉄三郎からの聞取に次のようにある。

その時分は開拓使は正四位の判官島義勇という方で、大抵判官は従四位ときまっていたものですが、この方だけは正四位でした。それでこの方はその時分、銭函の本陣にいたので最初にお出になったのは少主典で林、富岡、長尾、阿部の四名でその内の林と長尾が新道掛で營繕が阿部と富岡です。

この四人が豊平に獵師としていた吉田茂八の小屋へ参って、ここを宿に致して地割を始めたので、その初まりというものは、今の丸山神社のある所をコタンベツと云って志村鉄一と申す者に教えてもらって、この丸山から一里の所に府を建てるといふことにきまって地割を始めた。(河野常吉編『さっぽろの昔話 明治編下』昭和53年刊 みやま書房)

最初の本府地選定は島判官ではなくその部下たち4人とその案内者たちであった。そしてその位置をコタンベツから一里の処にしたことになってる。彼らも小高い丘に上って遠望している話にはなっていない。勿論、誤って島判官の位階を正四位とするなど、この話が全て真実であると断定する訳にはいかないが、その当時を語る少ない資料の一つである。

島の詩やこの話に基づいて『札幌区史』(明治44年刊)では、島の部下新道掛林、長尾兩少主典と營繕掛富岡、阿部兩少主典4人を当時豊平川沿いにいた志村鐵一が案内し「円山岡(コタンベツ)に上ぼりて札幌の地形を視察し」決定したという記述にしている。その後『札幌市史 政治行政編』(昭和28年刊)では、案内者に早山清太郎を加えて「円山神社近くの岡に上つて札幌の地形を視察し」決定したという記述にしている。つまり4人の部下が選定した土地をその後上官である島判官が現地へ赴き視察し、責任者として最終決定したということである。そして部下たちは大通西四丁目に仮小屋を設けて建設準備に入った。だが『札幌百年のあゆみ』(昭和45年刊)では、11月10日になって工事が開始されるときに島判官は「コタンベツの丘、といわれた現在の北海道神宮裏参道の小山から、はるか東方を見通して、いまの南一条通りを決めた」と記述している。脚色の結果段々話が具体的に島判官の業績になって来ている。

札幌での本府建設地を決定するときの資料は、島判官の詩と深谷の昔話だけであるが、札幌本府建設地の選定は島判官の部下が行い、島判官がその検分するときどこか小高いところから石狩平野を見渡して詩を詠んだという推測が出来る。そして諸誌ではその小高い丘をコタンベツの丘としている。

2. 札幌神社建設地の選定

札幌神社の建設地の選定はほぼ同じ頃に行われた。その時も島判官は詩を詠んでいる。それによると富岡少主典と阿部少主典、早山使掌とともに

神社地を選び、次の詩を詠んでいる。

三面山圍一面開 清溪四繞二層堆
山溪位置豈偶爾 天造応期社地来

(三面は山圍みて一面は開く。清溪は四繞し二層の堆なり。山溪の位置豈に偶爾ならんや、天造応に社地と期すに来す。)(三面は山が圍み、一方がひらけ。清らかな溪流が二重の丘をめぐる。この地形はまさしく北海道新大社が鎮座しますに相応のところであり、この山や谷の位置は偶然とは思はれない。自然の理として新大社の地に期していたのである。要約)

東南西三方が山に圍まれて北に開けている地形や川・谷・山に圍まれ、二段になっている丘の様子が詠われ、今の北海道神宮の場所を示している。ところが深谷の昔話では、「丸山の社地検分に参りました者は、早山清太郎と三角定山が先達で、吉田茂八、黒岩大二郎、富岡少主典、阿部少主典、長尾少主典、林少主典、平田使司、平野使部その他私共で参りまして、神社掛には早山が使司に、三角が使部に拝命して尽力しました。」と大人数で選定している。おそらく本府地の選定同様に深谷の話は部下たちの選定のことであり、その後詩にあるような人々で島判官が検分して決定したと推察できる。そして場所は現在の北海道神宮のあるあたりであろう。

この神社建設地については、その後曲折がある。明治3年(1870年)2月東京から召還されて島判官による本府建設は中絶し、官宅の整備などを細々と進めることになる。そして11月になって西村貞陽権監事の進言によって予算の確保がなされ、明治4年(1871年)春からの再度の建設が開始されることになった。その時に西村権監事は函館を出発する前に札幌に赴任してどのような方針で経営するかを伺い、その中で神社建設地についても伺っている。それによると「最前島元判官ト相談致シ置候山手ノ社地ニ先以本殿丈ケ是亦早春建方仕候方ト奉存候」とあり、島判官と相談して決めていたところを建設予定地としている。それに対して函館では「相応ノ地所相撰今一応可相伺」というようによい場所を選んでもう一度伺うように指示された。札幌に到着した後現状を確認した上で西村は函館へ経営方針を伺った。その中で神社について「最前丸山ノ

麓見立相成居候場所」と前回の伺と同様の場所を指摘している。そこは「本庁ヨリ西ニ当リ距離三十六丁銭函往還ヨリ拾三丁」隔て現状では少し遠く思えるが本府が大きくなった時には不相応の場所ではないだろうから、「丸山ノ下へ御建立可然」と提案した。この提案は許可されて神社の建設地は決定した(『本庁往復』道文1903)。

この「丸(円)山」とはどこを指しているのだろうか。神社の周りには当時円山といわれてもよい山または丘は4つあったようである。まず今の円山であるが、当時はモイワ山といわれていたし、今の神宮との間に沢がありさらに高くなった丘に神社があり麓とはいえない。三角山は「ハチャムエプイ」といい登寒円山ともいわれていたから円山ではないだろうし、やはり間に沢も距離もあり、神社の位置はどう考えても麓とはいえない。

北海道神宮が所蔵する資料『公布公達類 第二号』には、「石狩国札幌郡円山風致官林ニ属スル円山一名神社山見取ノ図」という絵図面がある。その図には取岩山と記された円山、元山ヲベツカウシと記された三角山とともに「ヘフイ」という山や「シカノボリ御円山」と記された山が描かれている。シカノボリ御円山が神社の神域であり、その麓に神社があることを説明した図である。「ヘフイ」とはエプイのことで奥三角山のことである。アイヌ語地名学者の山田秀三によると、エプイは円頂をもつ山や円錐状の山を示すそうである(『札幌のアイヌ地名を尋ねて』楡書房 昭和40年刊)。「シカノボリ御円山」は神社山のことをさす。現在の円山と三角山は除いて、奥三角山と神社山が「円山」の候補であろうが、「下(麓)」という言葉から見ても円山は神社山のことである。

神社建設地の検分をしたとすれば島判官は少なくとも神社建設地＝コタンベツないしはその近辺には上ったであろうことも妥当な推察といえるだろう。

3. 島判官が遠望した場所

では、最後に島判官が手をかざして石狩平野を遠望した場所はどこであろうか？ 島判官の詠った詩や深谷鉄三郎の話にはそのような話はない。詩

を見てさらに島判官の札幌での活動の様子を考察した後世の歴史家がコタンベツの丘や神社の近くの丘などと表現したようだ。だが以上の資料からどこか小高い丘から遠望したことはありそうな話でもある。

上記の資料を見る限り島判官は神宮のある丘かその一段したの坂下グラウンドと同じレベルの丘辺り

で遠望したのであろう。現在島判官紀行碑が設置されている場所も恐らく研究者の考察の中で置かれたものであろう。現在では取り敢えず妥当な場所の一つである。

本稿では島判官は何時遠望したかについては、考察できなかった。後稿を期したい。

(公文書館職員 榎本洋介)

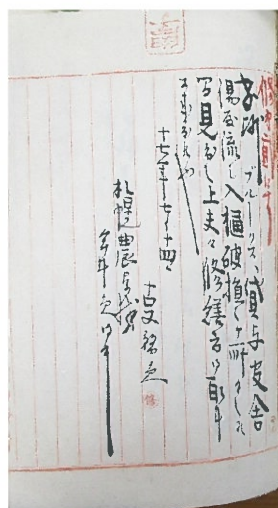
草創期札幌の社会資本整備の状況について : 下水の新設・修繕を例に

はじめに

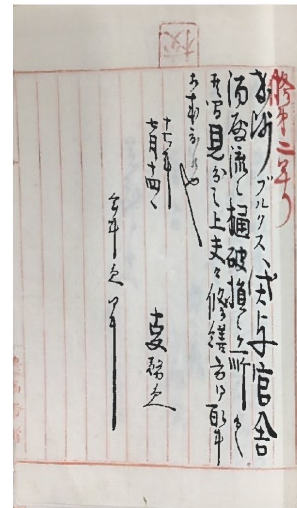
本稿では、筆者が平成29年(2017年)10月28日に行ったさっぽろ閑話「札幌草創期の下水: 開拓使時代から札幌県時代まで」の中で、触れる事の出来なかったこぼれ話を2つほど紹介することで、草創期札幌の社会資本整備について考えてみたい。

1. ブルックス居宅の位置特定

閑話の中では修繕箇所の図に出てきたのみであったが、明治17年(1884年)7月に札幌農学校の御雇外国人教師ブルックス(Brooks, William P. 明治10年(1877年)1月6日～明治20年(1887年)8月5日まで在籍)の居宅の下水が修繕されている。公文書(道文¹ 簿書/8538)の内容は、同年7月14日にブルックスが貸与されている官宅の湯殿流し入樋が破損していると申し入れがあり、調査の結果修繕する、と札幌農学校の事務員から会計員に宛てたものである。ちなみに、この文書は御雇外国人教師の官舎を札幌県が用意していたためか、札幌農学校と札幌県の双方に残っている。正副二通の文書を作成し(写真1、2)、両関係機関で保管されていた事例である。



【写真1】道文 簿書/8538



【写真2】北大文 農学校198

それはさておきブルックスの居宅であるが、肝心の下水修繕を願い出ている公文書には具体的な住所が記されていない。そのため、当時のブルックスの居宅の位置を、おおよその条丁目までも確定させる必要が生じた。

結論からいうと、明治16年末～17年初頭にかけてブルックスは頻繁に転居を重ねていた。大きな理由としては、明治17年1月5日深夜11時に、当時のブルックスの居宅(北一条旧本庁内第四号官舎、現在の北一条西五丁目²)が失火で全焼した事が挙げられる(道文 簿書/7788)。その為急ぎ居宅を見つける必要に迫られ、同年2月に北一条西三丁目二番地に移った。ブルックスがこの住所に居住している事を明記している公文書は、同年5月のものと(前掲道文)、同じく6月のものが存在した(北大文 農学校203)。従って7月もおそらくブルックスは同じ住所に

住んでいる蓋然性が高いと判断し、閑話ではその住所を用いた。

ところで失火以前、ブルックスはどこに住んでいたのか。勿論焼けた旧本庁内第四号官舎に住んでいた事は間違いないが、他の記録をたどると、明治16年(1883年)10月22日の時点でブルックスが貸与されていた官舎は北三条西四丁目一番地にあり、当時「模様替」の申請をしていた事が判明した(道文 簿書/7871)。先に述べた17年1月の失火のほんの2ヶ月前である。同時に複数の官舎を借りていた可能性も否定できないが、本稿では通常の住まい方(一度に一軒の官舎を借りる)をしていたと考えたい。以上をまとめると、下記表1ようになる。

【表1】ブルックス居宅の変遷

年月日	住所	備考
?~ M16.10.22 (~?)	北三条西四丁目一番地	模様替の要請
?~ M17.1.5	旧本庁内四号官舎	北一条西五丁目か 失火で全焼
M17.2~7 (~?)	北一条西三丁目二番地	M17.2に下水修繕の要請

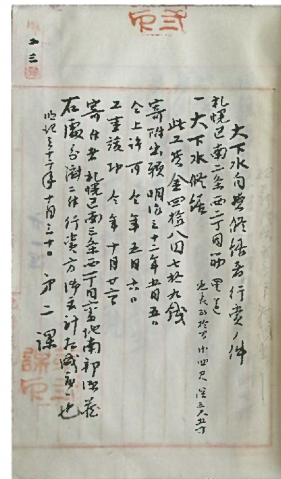
これより前及び後のブルックスの居宅については、今回調査が及ばなかった。しかし御雇外国人教師の居宅が官舎を貸与されていたこと、また札幌区内の複数個所に官舎があり、利用されていたことを、今回の閑話に関する調査のおかげで知ることができた。

2. 自費による下水設置は褒章の対象となるか

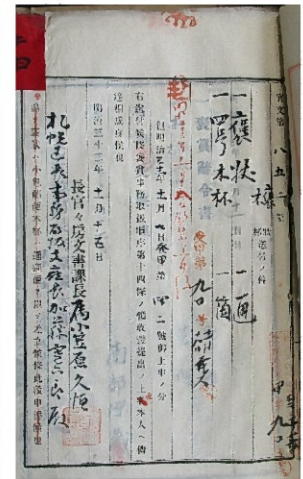
札幌区長山崎清躬から札幌県大書記官佐藤秀顕宛に出された、明治17年9月30日付けの上申書がある(道文 簿書/8686)。表題は「自費ヲ以道路へ下水設置願聞届之義上申」とあり、内容は自費によって下水を新設した者2名について、「御賞誉合格之者」であるとして札幌県へ上申する、というものである。

下水の自費設置・修繕を行賞の対象とする事については、例えば後の北海道庁—札幌区時代だが、明治32年(1899年)に大下水を自費で修繕した事に対して、寄附行為への行賞として北海道庁から褒状と木杯が授与された事例がある(写真3、4 札

公 特定重要公文書 2013-2643)。



【写真3】行賞理由書

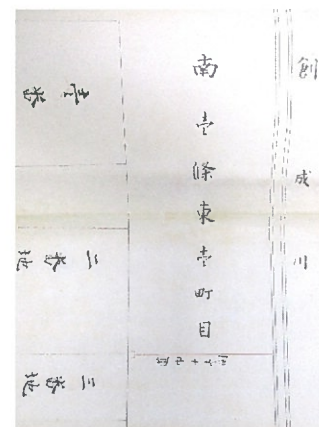


【写真4】褒章内容

以上は自費修繕が褒章として認められた例である。では前述の明治17年はどうだったのか。

公文書の内容を確認すると、上申の後に「下水道之自費修築者賞誉上申ニ関スル義」という、札幌県庶務課本務係から県令代理書記官佐藤秀顕に宛てられた伺が綴られていた。内容は、下水設置は「保健ヲ主トシ全ク公衆ノ為ニ起シ候事」ではあるが、下水設置箇所(写真5)を見ると、設置者兩名の自宅の間に下水が設置されており、「便利ヲ衆人ニ与ヘ候義ニハ可有之候得共要スルニ自己ノ便宜ヨリ起リタル事業」(下線は筆者による。以下同じ。)であるという認識を示している。そして「純然タル奇特者ト看做シ御賞誉相成候」ことは適当でないだけでなく将来の支障にもなるため、今回の件は「御賞誉」にはあたらないと結論付け、札幌区の上申を却下している。

伺には、札幌区役所へこの結果を通知するた



【写真5】下水修繕位置図(図内二番地と三番地の間から創成川に伸びる朱線が下水の位置を示す)道文 簿書/8686

めの移文按も含まれていた。内容は基本的に伺を踏襲しているが、「修築ノケ所ハ現ニ兩人自宅前中間ニ在ツテ自己ノ便宜多キ」ため、下水設置の目的が公衆のためであったとしても「別面ヨリ之ヲ視ルトキハ真ノ奇特者ト看做シ難」という

論理によって「御賞誉」にはあたらないとしている。さらに「右等ノ類ハ同様」に扱うともしている。「自己ノ便宜多キ」場合には、たとえ公衆のための事業であっても対象とならない、札幌県としての行賞の規準を言明しているといえよう。

先に挙げた明治32年の大下水自費修繕では、大下水という市民に大きく影響する設備の自費修繕故に、上記行賞の規準を満たしているといえる。

現代の札幌では下水道は基本的に公共事業であるが、この一件に、明治期の下水という社会資本整備に対する官民協働の状況や行賞の考え方の一端が現れていると感じた。

おわりに

草創期札幌の社会資本整備の状況については、

本稿で考察したような、下水の新設・修繕を住民が自費で行った際の行賞の明確な基準や事例など、まだまだ不明な点も多い。後の時代の大下水や、昭和に入ってから近代的水道整備についても今後調査を重ねる必要がある。今後も継続して調査を行い、閑話等で発表していきたい。

(公文書館専門員 谷中章浩)

¹ 以下「道文」は北海道立文書館所蔵を、「北大文」は北海道大学文書館所蔵を、また「札幌公」は札幌市公文書館所蔵をそれぞれ意味する。またその後の「簿書／8538」などは所蔵機関での資料請求番号である。

² 同じく御雇外国人教師のカッター(Cutter, John 明治11年9月8日～明治20年1月20日まで在籍)が明治17年5月に「旧本庁内北壱条西五丁目三番地官舎借被在候事確實也」という証書が残っている(道文簿書／7788)事からの推測。

閲覧室だより④

専門員1年目のレファレンス体験記

札幌市公文書館を訪れる方の目的は、札幌の地域の歴史を調べている方、北海道に入植した先祖の歩みを調べている方、ご自身が幼いころ住んでいた地域の様子を調べている方等多岐にわたります。相談内容も様々で、特に私は専門員1年目のため、その質問が知識を深めるきっかけとなることが多いです。

ここでは今年度受け付けた相談のうち、私が関わった2つの事例をご紹介します。なお質問内容は一部抜粋としました。

〈人を調べる～概要を知る～〉

市民の方から手紙で、平岸に住んでいた坂本家について調べており、「坂本平九郎」に関する記録はないですか、との相談を受けました。

まず私は坂本平九郎が何者かわからなかったため、まず北海道立図書館のホームページ上で公開されている北海道人物文献目録で、坂本についてどんな資料があるかを検索しました。この目録には、明治から大正期の北海道において活躍

した人物について記載のある文献が人名ごとに収録されており、北海道開拓や各種事業で業績を上げた人々を調べる際に利用しています。しかしこの目録には名前がなかったため、相談者の「平岸に住んでいた」というお話から、『平岸百拾年』『平岸百二十年』という資料に当たりました。すると、明治4年(1871年)に岩手県の水沢から移住した仙台藩の人々の主導者の一人として名前が挙げられ、記述が見られました。ここで札幌の歴史に関連のある人物だとわかり『新札幌市史』を確認したところ、『新札幌市史第二巻通史二』『新札幌市史第七巻史料編二』に記述がありました。以上4点の資料をご紹介しますことで回答としました。

この相談では封書でのやりとりとなりましたが、カウンターや電話でやりとりをする際には、相談者と会話しながら資料に当たっていきます。当館にはファミリーヒストリー等個人的な事柄を調べている方も多くいらっしゃるので、相談者の話を聞くだけでなく、気持ちに寄り添い想いを汲み取ってできる限りの資料を提供することが大切だと考えてい

ます。

〈人を調べる～より信頼できる資料を探す～〉

続いての質問は来館者からのもので、中島公園に明治4年につくられた(鈴木)元右衛門堀をつくった鈴木元右衛門とはどんな人だったのかわからないでしょうか、という内容でした。

相談者をご持参した『札幌のまちとともに歩んだ公園』や『さっぽろ文庫84 中島公園』等中島公園や山鼻関連の図書には、(鈴木)元右衛門堀が明治4年につくられたことは記述されていましたが、鈴木自身については書かれていませんでした。これらの記述がどこからの情報を基にしているのかも明らかにならず、回答には至りませんでした。

後日『さっぽろの昔話 明治編上』に鈴木元右衛門の名が出てくることを先輩職員に教えられ確認すると、「明治五年に鈴木元右衛門が請負い、材木貯木場として池二個を作る。」と書かれていたり、「開拓使の御雇として諸種の職業専門家を募り移住せしめたり」の後に続く請負業に鈴木元右衛門の名前が書かれていました。

また『さっぽろの昔話 明治編下』に深谷鉄三郎の話として、明治4年の春に営繕局の木材貯蔵のため2ヶ所の堀がつくられ、元右衛門堀と呼ばれていたこと、『開拓使事業報告 第二編』に明治5年(1872年)に営繕係構内木圍堀を新設したと書かれていることが確認できましたが、鈴木の名前等は出ていませんでした。

『開拓使事業報告』と『さっぽろの昔話』は明治の情報が記されている文献で、開拓事業や開拓に関わった職人を見ることができます。『開拓使事

業報告』は開拓使廃止に際して取りまとめられたもので、膨大な一次資料を基につくられています。『さっぽろの昔話』には新聞に連載されていた同時代を生きた人の談話をまとめたもの等が収められています。

このような資料を見つけることはできましたが、鈴木元右衛門個人についての記述には出会えませんでした。

質問に対して回答を出すことはできませんでしたが、質問に完全に合致するような答えが見つかることはなかなかありません。またすぐに答えを見つけるといっても難しく、むしろ後日別の調べ物で使用した資料に思いがけず書かれていた、ということもままあります。一度でわからないことでも二度三度と当館に足を運んでいただき、広く資料をご覧いただきたいと思います。

私が約半年レファレンスに携わるなかで感じたことは対話の重要性です。利用者に対しては、最も知りたいことが何なのか、時間をかけて話すうちにわかっていくことが多いです。また専門員同士では教えあうことで知識が深まりますし、レファレンスを効率的に行うこともできます。些細なことでも共有することによって見えてくるものは多いと感じています。

当館所蔵資料は特定重要公文書や行政資料、写真といった、通常のレファレンスツールやマニュアルでは網羅できないものです。これらの資料を生かすことができるよう、先輩に学びながら経験を積んでいきたいと思っています。

(公文書館専門員 池田茜)

公文書館だより

第5号・平成29年(2017年)12月

発行

札幌市公文書館 〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目

Tel・公文書館事務室 011-521-0205 閲覧室 011-521-0207 Fax 011-521-0210

E-mail・kobunshokan@city.sapporo.jp URL・http://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/



さっぽろ市

02-A01-17-2173

29-2-1341